様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 1月 5日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）あーけすとれーじかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 アーケストレージ株式会社  （ふりがな）おかむら　まゆ  （法人の場合）代表者の氏名 岡村　真由  住所　〒142-0062  東京都 品川区 小山３丁目２７－５  法人番号　9010701044369  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2025年11月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　アーケストレージ株式会社公式ウェブサイト内「DXへの取り組み」ページに掲載  　https://archestorage.com/dx/  　アーケストレージ株式会社公式サイト「DXへの取り組み」ページ内「DXビジョンと取組方針」 | | 記載内容抜粋 | ①　DXの目的は、単にデジタル技術を導入することではなく、  文化財の保管・整理に関わる情報や作業をより安全で持続的に扱えるようにすることです。  業務の透明性と信頼性を高めることで、  文化財を次世代に継承するための社会的な基盤づくりを進めています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社は取締役会設置会社ではないため、代表取締役が意思決定機関としてDX推進方針および進捗管理項目を策定し、承認のうえ公式ウェブサイトにて公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2025年11月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　アーケストレージ株式会社公式ウェブサイト内「DXへの取り組み」ページに掲載  　https://archestorage.com/dx/  　アーケストレージ株式会社公式サイト「DXへの取り組み」ページ内「DX戦略　2. ITシステム環境の整備」 | | 記載内容抜粋 | ①　事業運営に必要な情報を安全に保管・共有できるよう、クラウド環境の整備を中心に、業務のデジタル化を段階的に推進しています。  案件ごとの進捗状況や作業時間、保管コストなどを自動集計・可視化し、データ分析に基づく業務改善を実施しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社は取締役会設置会社ではないため、代表取締役が意思決定機関としてDX推進方針および進捗管理項目を策定し、承認のうえ公式ウェブサイトにて公表しています。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXへの取り組み  　アーケストレージ株式会社公式サイト「DXへの取り組み」ページ内「DX戦略　1. 体制・組織及び人材の確保」 | | 記載内容抜粋 | ①　DX推進に関する方針は、代表取締役がDX推進責任者として策定・承認し、社内の業務担当者と連携して進捗管理を行っています。外部専門家の助言を受けつつ、社内におけるデジタル業務の内製化を段階的に推進しています。  また、年1回の内部研修を実施し、クラウド運用・データ管理・情報セキュリティ教育を通じて業務担当者のDXスキル向上を図っています。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXへの取り組み  　アーケストレージ株式会社公式サイト「DXへの取り組み」ページ内「DX戦略　2. ITシステム環境の整備」 | | 記載内容抜粋 | ①　特定のシステムに依存せず、事業規模や取引先の要望に応じて柔軟に対応できる構成としています。  これらの取組を通じて、文化財整理・保管に関する情報の透明性と信頼性を高め、持続可能な業務運営を実現しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2025年11月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　アーケストレージ株式会社公式ウェブサイト内「DXへの取り組み」ページに掲載  　https://archestorage.com/dx/  　アーケストレージ株式会社公式サイト「DXへの取り組み」ページ内「DX戦略　3. DX戦略の達成状況にかかる指標」 | | 記載内容抜粋 | ①　進捗状況は代表取締役が定期的に確認し、次の指標を参考に見直しを行っています。  ・データのデジタル化・管理の進行度  ・業務の効率化・精度向上に関する評価  ・関係機関や外部パートナーとの連携状況  蓄積された整理・保管データを活用し、作業効率やコスト削減効果を定期的に分析しています。分析結果をもとに、業務フローの改善や人員配置の最適化を代表取締役が主導して行い、継続的なDX推進を図っています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年11月 1日 | | 発信方法 | ①　DXへの取り組み  　アーケストレージ株式会社公式ウェブサイト内「DXへの取り組み」ページに掲載  　https://archestorage.com/dx/  　アーケストレージ株式会社公式サイト「DXへの取り組み」ページ内「代表メッセージ」 | | 発信内容 | ①　代表取締役が「文化財を守ることは、過去を保存するだけでなく、社会が未来へつなぐ責任を果たすことでもあります。  私たちは、デジタル技術をそのための“手段”と位置づけ、小さな一歩でも確実に、着実に取り組みを進めてまいります。」と発信。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 6月頃　～　2025年 9月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 10月頃　～　2025年 11月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。